

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

令和元年12月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程等の一部を改正する規程  
(京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局職員の人事異動通知に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に改める。

(京都市上下水道局職員給与規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第42条中「地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第42条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)